

鳴門教育大学学位授与の手續に関する細則

平成16年 4月 1日

細則第 6号

改正 平成17年 3月14日細則第3号
平成20年 3月26日細則第14号
平成21年 2月27日細則第1号
平成22年 3月24日細則第7号
平成24年 3月19日細則第6号
平成26年 3月24日細則第6号
平成27年 2月27日細則第2号
平成29年 2月22日細則第1号
平成31年 3月27日細則第6号
令和 2年 2月27日細則第4号
令和 3年 2月24日細則第1号
令和 8年 2月27日細則第3号
令和 8年 3月11日細則第9号

(趣旨)

第1条 この細則は、鳴門教育大学学位規程（平成16年規程第51号。以下「学位規程」という。）第27条の規定に基づき、学位授与の手續に関し、必要な事項を定める。

(学位論文計画書の届出)

第2条 大学院修士課程の学生は、入学した年度の11月末日（その日が日曜日に当たるときはその前々日とし、土曜日に当たるときは前日とする。以下本細則中、期日を定める場合は同じ。）までに研究指導教員の承認を得て、学位論文計画書（変更届）（別記様式第1号）を学校教育研究科長（以下「研究科長」という。）に提出するものとする。なお、長期履修学生の提出期日は、第2年次の11月末日とし、後期入学者は、入学した次年度の5月末日とする。

2 学位論文の題目を変更するときは、修了を予定する年度の11月末日までに研究指導教員の承認を得て、学位論文計画書（変更届）（別記様式第1号）に理由書を添えて研究科長に提出するものとする。なお、後期入学者は、5月末日までとする。

(学位論文の提出)

第3条 学位規程第5条の規定による学位論文の提出の時期は、修了を予定する年度の1月20日とし、研究指導教員の承認を得て、研究科長に提出するものとする。なお、後期入学者は、7月20日とする。

2 学位規程第5条第1項の規定による学位論文の提出は、学位論文審査願（別記様式第2号）に学位論文1編（正本1部、副本2部）及びその要旨を添えて提出するものとする。

3 学位論文の提出に当たっては、所定の用紙を用いるものとする。

(審査委員の選出)

第4条 研究指導教員は、審査委員候補者及び審査の必要に応じて審査協力者を選出するに当たっては、論文審査委員会委員候補者名簿（別記様式第3号）にその候補者を記入し、研究科長に提出するものとする。

第5条 削除

（審査結果の報告）

第6条 論文審査委員会の主査は、学位規程第11条の規定により学位論文の審査及び試験が終了したときは、その結果を学位論文審査及び試験結果報告書（別記様式第4号）により2月末日までに研究科長に提出するものとする。なお、後期入学者は、8月末日とする。

（最終成果報告書の提出）

第7条 学位規程第14条の規定による最終成果報告書の提出の時期は、修了を予定する年度の1月20日とし、実習責任教員の承認を得て、研究科長に提出するものとする。

2 最終成果報告書の提出は、学修評価判定願（別記様式第5号）に最終成果報告書1編（正本1部、副本2部）及びその要旨を添えて提出するものとする。

3 最終成果報告書の提出に当たっては、所定の用紙を用いるものとする。

（評価委員の選出）

第8条 実習責任教員は、評価委員候補者及び評価の必要に応じて評価協力者を選出するに当たっては、学修評価判定委員会委員候補者名簿（別記様式第6号）にその候補者を記入し、研究科長に提出するものとする。

（評価結果の報告）

第9条 学修評価判定委員会の実習責任教員は、学位規程第20条の規定により最終成果報告書の評価及びプレゼンテーションが終了したときは、その結果を学修評価判定結果報告書（別記様式第7号）により2月末日までに研究科長に提出するものとする。

（事務）

第10条 学位授与に関する事務は、学生支援部教務課において処理する。

（実施細目）

第11条 この細目に定めるもののほか、学位授与に関し必要な細目は、教授会の意見を聴いて、学長が定める。

附 則

この細則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この細則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この細則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この細則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この細則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この細則は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この細則は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この細則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この細則は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この細則は、平成31年4月1日から施行する。
- 2 平成30年度以前に入学した者（後期入学者除く）については、改正後の第2条から第8条の規定にかかわらず、なお、従前の例による。

附 則

- 1 この細則は、令和2年4月1日から施行する。
- 2 平成30年度以前に入学した者（後期入学者除く）については、改正後の第2条から第8条の規定にかかわらず、なお、従前の例による。

附 則

- 1 この細則は、令和3年4月1日から施行する。
- 2 平成30年度以前に入学した者については、改正後の第3条第2項及び第7条第2項の規定にかかわらず、なお、従前の例による。

附 則

この細則は、令和8年4月1日から施行する。

附 則

この細則は、令和8年4月1日から施行する。

学位論文計画書（変更届）

年 月 日

学校教育研究科長 殿

_____コース _____領域・分野

学籍番号 _____

氏 名 _____

題 目	
研 究 の 概 要	
研 究 計 画	

研究指導教員

備考 規格は、A4とする。

別記様式第2号（第3条第2項関係）

年 月 日

学校教育研究科長 殿

コース 領域・分野

学籍番号

氏 名

学位論文審査願

鳴門教育大学学位規程第5条の規定により，下記学位論文を提出しますので，
審査をお願いします。

記

学位論文題目

上記学位論文は，本学の研究倫理教育を受け，理解，遵守したものに相違ありません。

研究指導教員	
--------	--

備考 規格は，A4とする。

別記様式第3号（第4条関係）

年 月 日

学校教育研究科長 殿

研究指導教員

氏 名 _____

論文審査委員会委員候補者名簿

_____ コース _____ 領域・分野

学籍番号 _____

氏 名 _____

上記学生の学位論文の論文審査委員会委員候補者等を，下記のとおり選出しましたので，報告します。

記

委員等	所属	職名	氏名
主査			
副査			
副査			

備考 規格は，A4とする。

(裏)

学位論文提出者氏名 _____

学位論文題目 _____

審査及び試験結果要旨

各コースの専門性との関連

委員等	所属	職名	氏名
主査			
副査			
副査			

年 月 日

学校教育研究科長 殿

_____コース_____分野

学籍番号

氏 名

学 修 評 価 判 定 願

鳴門教育大学学位規程第14条の規定により、下記の最終成果報告書を提出しますので、評価判定をお願いします。

記

最終成果報告書題目

上記最終成果報告書は、本学の研究倫理教育を受け、理解、遵守したものに相違ありません。

実習責任教員	
--------	--

備考 規格は、A4とする。

年 月 日

学校教育研究科長 殿

実習責任教員

氏 名 _____

学修評価判定委員会委員候補者名簿

_____ コース _____ 分野

学籍番号 _____

氏 名 _____

上記学生の学修成果の総括的評価に係る学修評価判定委員会委員候補者等を、
下記のとおり選出しましたので報告します。

記

委員等	所属	職名	氏名
実習責任教員			
実習指導教員			
専任教員			

備考 規格は、A4とする。

（表）

	年	月	日
学校教育研究科長	殿		
		学修評価判定委員会 実習責任教員 氏名	
学修評価判定結果報告書			
下記学生の学修成果を総括的に評価した結果、□と判定したので報告します。			
記			
	コース		分野
	学籍番号		
	氏名		
(備考) □内に「合」又は「否」と記入すること。			

備考 規格は、A4とする。

(裏)

学生氏名 _____

最終成果報告書題目

評価判定結果要旨

委員等	所属	職名	氏名
実習責任教員			
実習指導教員			
専任教員			